条例に基づく長野県の水資源保全対策について

参考資料１

平成３年当時の課題

○長野県の清らかで豊かな水環境を次の世代に引き継いでいくために、水環境の保全対策の総合的な推進を図る必要があった。

○ゴルフ場などのリゾート開発や産業廃棄物最終処分場の設置等に伴い、水道水源の水質の汚染が懸念されていた。

水環境保全条例（平成４年制定）のポイント

水環境保全総合計画

○水環境を保全するための総合的な計画を策定する。

○あらかじめ、関係行政機関と協議し、及び環境審議会の意見を聴くとともに、策定したときは公表する。

水道水源保全地区の指定・開発行為に係る事前協議

○水道水源を保全するために特に必要な区域を、その区域を管轄する市町村長からの申出により、水道水源保全地区として指定する。
（市町村長から他の市町村の区域に係る指定の要請も可能）

○水道水源保全地区内で次の行為をする場合は、事前に知事に協議し、同意が必要

- ゴルフ場の建設
- 廃棄物の最終処分場の設置
- １ｈａを超える土石類の採取その他の土地の形質の変更等

○報告徴収・立入検査、中止命令等、罰則により実効性を担保

現在の課題

○近年、目的不明な土地取引による地下水への影響や涵養機能の低下などによる地下水の減少が懸念されている。
○水資源やこれを涵養する水源林は、県民共有の貴重な財産であり、公的な管理の下で持続的な保全を図る必要がある。

新たな条例（水資源保全のための適正な土地利用の確保に関する制度）の制定のポイント

１　水資源保全地域の指定

○公共の用に供する水源に係る取水施設が設置されている地点及びその周辺の区域であって、水資源の保全のため特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる地域を「水資源保全地域」として指定

水資源保全地域の指定に係る基本指針の策定

○基本指針の主な内容
- 指定の範囲
- 土地所有者の適正な土地利用の考え方

※環境審議会への諮問、公表

→

水資源保全地域の指定

①市町村長からの申出
②市町村長から他の市町村の区域に係る指定要請
③必要性を判断し、知事自ら指定
※環境審議会への諮問、公告縦覧

→

事前届出

「水資源保全地域」における土地の取引等の事前届出

２　水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制

①届出書に詳細な利用目的を記載させることにより、取水施設の把握も可能
②土地売買の情報の一部を県のホームページで公開
③実効性の担保
- 売主への適正な土地利用の助言のみならず、買主に対する助言、報告徴収、立入調査も実施
- 水資源保全地域内の土地所有者（売主・買主以外）にも適正な土地利用の助言
- 市町村に対して必要な協力を要請

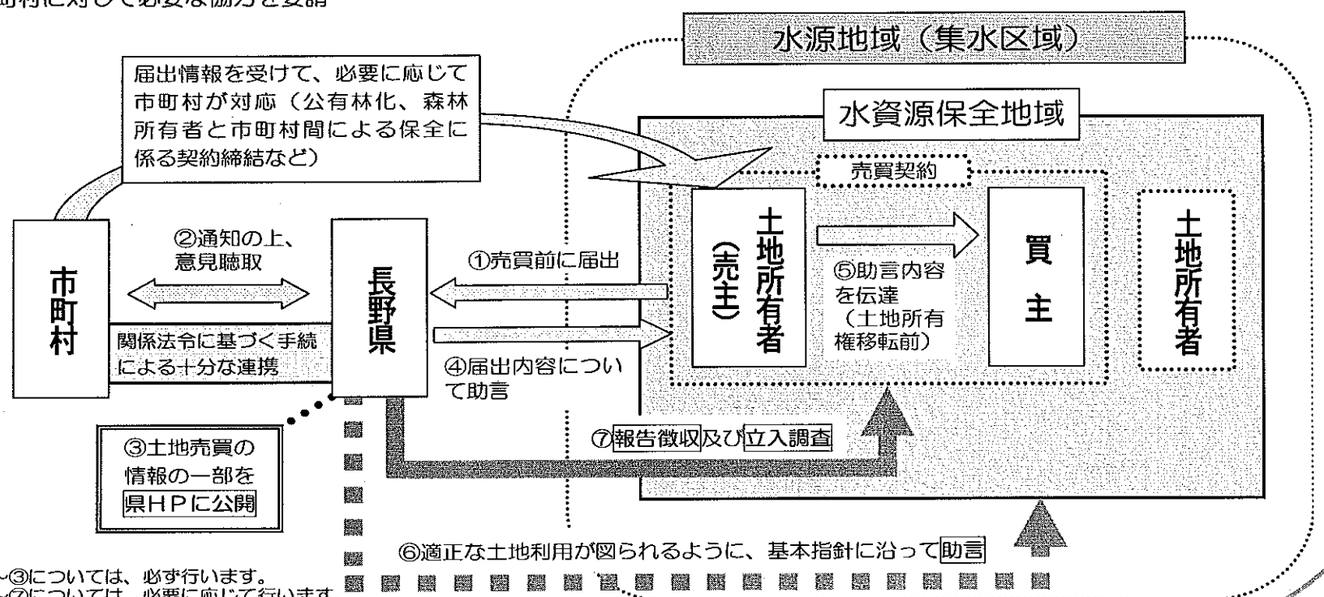

（参考）①～③については、必ず行います。
④～⑦については、必要に応じて行います。